



水仙

Power Alliance Tax Accountant Office
パワースタリオンズ税理士事務所

News

編集 発行人

パワースタリオンズ税理士事務所
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

12月 (師走) DECEMBER

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

12月の税務と労務

- 国 税** / 給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時
- 国 税** / 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日
- 国 税** / 11月分源泉所得税の納付
12月12日
- 国 税** / 10月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月4日
- 国 税** / 4月決算法人の中間申告
1月4日
- 国 税** / 1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)
1月4日
- 地方税** / 固定資産税・都市計画税 (第3期分) の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務** / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内

ワンポイント 医療費集計フォーム

国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにある、医療費をエクセルなどの表計算ソフトで入力・集計するためのフォーマット。医療費の領収書が多い場合でも、画面の案内に従って金額等を入力することで医療費控除の明細書がスムーズに作成でき、作成後はe-Tax又は印刷して提出することができます。

改正職業安定法 募集・採用時の 留意点



令和4年10月1日に改正職業安定法が施行され、主に次の3点が改正されました。改正は、求職者が安心して求職活動を行うことができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的とするものです。

- ・ 求人等に関する情報の正確な表示の義務化
 - ・ 個人情報等の取扱いに関するルールの整備
 - ・ 求人メディア等に関する届出制の創設
- 今回は主に一般の事業主が募集や採用をするときに留意しておきたい点を取り上げます。
- (注) 職業紹介事業者や募集情報等提供事業者(求人メディア

等)については、今回触れるものの他にも改正事項や留意点があります。厚生労働省ホームページ等にて最新情報をご確認ください。

一 求人を行う企業のルール

(一) 求人等に関する情報の正確な表示の義務化

求人企業に対して、求人情報や自社に関する情報の正確な表示が義務付けられました。

具体的には、「虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはならないこと」、「求人情報を正確・最新の内容に保たなければならぬこと」に気をつける必要があります。

① 対象となる手段

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイト、電子メール・アプリ等、放送(テレビ・ラジオ等)、オンデマンド放送等

② 正確かつ最新の内容に保つ義務

以下の措置を講じるなど、求人情報を正確・最新の内容

に保たなければなりません。

a 募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。

例 自社の採用サイト等を速やかに更新する。

b 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう速やかに依頼する。

c 一つの時点の求人情報が明らかにする。

例 募集を開始した時点、内容を変更した時点等

d 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

なお、今回の改正前から、労働条件の明示は求職者等と最初に接触する時点までに、労働条件に関するすべての事項を明示することが原則とされており、この取り扱いに変更はありません。求人広告等の媒体には紙面等の都合で一部のみ掲載(未掲載のもの

は別途明示)となっていた場合は、最初に求職者等と接触する時点までにすべての事項を明示する必要があります。

③ 自社に関する情報

自社に関する情報について、次のような表示をしないようにする必要があります。

a 上場企業でないにも関わらず、上場企業であると表示する。

b 実際の業種と異なる業種を記載する。

④ 虚偽の表示の禁止

以下のような時は、虚偽の表示に当たることがあります。

a 実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人掲載する。

b 「正社員」と謳いながら、実際には「アルバイト・パート」の求人だった。

c 実際の賃金よりも高額の賃金の求人掲載する。

⑤ 誤解を生じさせる表示をしないための留意点

虚偽の表示ではなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当し

ます。

また、求人情報の提供の段階でも、労働条件として明示すべき項目をできる限り含めた形で提供することが望ましいものです。

適切な例(○)と不適切な例(×)を用いて説明します。

a 業務内容

職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはなりません。

× 営業職中心の業務を「事務職」と表示する

× 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する

× フリーランス(委託)の募集と雇用契約の募集を混同する

b 賃金

固定残業代を採用する際、基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示してはなりません。

× 【月給】32万円

○ 【基本給】25万円、【固定残業代】7万円。

※ 時間外労働の有無に問わず、15時間分支給。15時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給します。

また、モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示してはなりません。

× 【給与】400万円、【モデル給与】1000万円、(社内で特に給与が高い労働者の給与を全ての労働者の給与であるかのように例示)

○ 【給与】400万円、600万円、【モデル給与】555万円 (同職種社員の給与の平均を例示)

c 募集者の氏名又は名称優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示してはなりません。

× A社のグループ会社B社の求人、A社は高度なITエンジニアのスキルを

持った方を必要としていません。」と表示

(二) 個人情報の取扱いに関するルール

求職者の個人情報を収集する際には、業務の目的を明らかにしなくてはなりません。こちらにも適切な例(○)と不適切な例(×)を用いて説明します。

① 業務の目的の明示

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

× グループ企業の採用の選考にも使用するにもかかわらず、「自社の採用選考のために使用します」と表示。

○ 「当社の募集ポストに関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。

○ 「面接の日程に関する連絡に使用します」と表示。

② 業務の目的の達成に必要な範囲内

労働者の募集のために必要

な範囲で求職者の個人情報を収集・使用・保管する必要があります。

× 求人と関係のないサービスに入会させるために使用する。

× 他社の採用選考のために使用する。

○ 選考過程の分析のために個人情報を匿名化・統計処理する。

○ 面接の日程に関する連絡に使用する。

二 募集情報等提供事業の運営ルール

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、例えばインターネット上の公開情報等から収集した求人情報・求職者情報を提供するサービスを行う事業者なども職業安定法の「募集情報等提供事業者」とされました。一定の募集情報等提供事業者に対する届出・報告の制度も設けられています。

また、苦情に対する適切・迅速な対応義務や、利用者の選択のため事業情報公開(努力義務)のルールも設けられました。

iDeCo 加入の要件緩和

令和4年10月に、企業型確定拠出年金（企業型DC）加入者のiDeCo加入要件の緩和が行われました。

従来は、企業型DC加入者のうちiDeCoに加入できたのは、拠出限度額の管理を簡便に行うため、次のいずれも満たす企業の従業員に限られていました。

- (1) iDeCo加入を認める労使合意に基づく規約の定めがある。
- (2) 事業主掛金の上限を月額5.5万円から月額3.5万円（確定給付型にも加入している場合は、2.75万円から1.55万円）に引き下げている。

iDeCo加入の要件緩和により、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理の仕組みを構築し、企業型DCの加入者は規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、iDeCoに原則加入できるようになりました。

ただし、企業型DCの事業主掛金額とiDeCoの掛金額は、それぞれ以下のとおりであることに留意が必要です。

- ① 企業型DCのみに加入する場合
 - ・ 企業型DCの事業主掛金額…月額5.5万円
 - ・ iDeCoの掛金額…月額5.5万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額（ただし、月額2万円を上限）
- ② 企業型DCと確定給付型企業年金(DB)等の他制度に加入する場合
 - ・ 企業型DCの事業主掛金額…月額2.75万円
 - ・ iDeCoの掛金額…月額2.75万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額（ただし、月額1.2万円を上限）

また、企業型DCの加入者掛金の拠出（マッチング拠出）を選択している場合や、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、iDeCoには加入できません。

公的年金シミュレーター

公的年金シミュレーターは、厚生労働省により運用されているもので、令和2年度年金制度改正法のわかりやすい周知や、働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化の「見える化」を目的として設けられ、今年4月25日より、試験運用が開始されました。

金・老齢厚生年金の額を簡単に試算することができます。なお、個人の過去の加入記録に基づく詳細な年金の見込額は、「ねんきんネット」をご活用ください。

ねんきんネットでは、年金額の試算に加え、これまでの年金記録など年金に関する情報をパソコンやスマートフォンから確認できます。

公金受取口座活用による保険給付

公金受取口座登録制度は、預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録する制度です。

公金受取口座の登録により、緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になります。

協会けんぽにおいては、この口座を活用した保険給付や任意継続被保険者に対する保険料還付等の運用が、令和4年10月以降、順次進められています。

公金受取口座の登録は、以下の方法で行うことができます。

- ① マイナポータルでの登録
- ② 所得税の確定申告（マイナンバーカード方式）の際の登録
- ③ 金融機関の窓口等での登録（令和5年度下期以降開始予定）。